

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

＜案件名称＞ 令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生装置の賃貸借及び保守管理業務委託

	ページ数
1. 入札公告	1～3
2. 入札説明書	4～7
3. 仕様書	8～14
4. 入札説明書様式.....	15～25
5. 契約書(案)	26～42

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、4. 入札説明書様式の「**入札関係書類受領書**」を必ずご提出ください。

※2 各様式のエデータ(エクセル・ワード)の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階
広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 栗田
電話番号:082-221-9241

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年12月12日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生装置の賃貸借及び保守管理業務委託

1 競争入札に付する事項

(1) 設置数量

詳細は、説明書のとおり。

(2) 業務内容

詳細は、説明書のとおり。

(3) 履行場所

詳細は、説明書のとおり。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積りをした金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 入札参加届等書類（証明書等）又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (9) 入札参加届等書類(証明書)の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

3 競争執行の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田
電話番号：082-221-9241 メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び交付場所
期間：令和6年12月12日から令和7年1月27日まで
場所：3(1)記載の場所において手交または下記広島労働局ホームページでダウンロードすること。
https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html
- (3) 入札参加届等書類(証明書等)の提出期限
令和7年1月29日(水) 15時00分
なお、この入札に参加を希望するものは、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札書の提出期限
令和7年1月30日(木) 10時50分
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年1月30日(木) 11時00分
場所：広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行う。(政府電子調達 <https://www.geps.go.jp/>)
応札する者は、原則、電子入札によること。ただし、紙による入札書の提出も可とする。
なお、上記3(4)及び(5)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加する者は、予め、広島労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。
- (4) 契約関係書類の真正性の確保について
押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。
なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。
ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 入札の無効
ア 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札
イ 紙入札方式によっては記名のない入札又は要領を得ない入札
ウ 紙入札方式によっては委任状を持参しない代理人が行った入札
エ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札
オ 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書
カ その他、担当官において入札が不完全と認められた場合
キ 3（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (6) 契約書の要否
要。原則、電子契約とする。
- (7) 落札者の決定方法
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。
- (9) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
- (10) 詳細については入札説明書によるものとする。

入札説明書

令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生装置の賃貸借及び保守管理業務委託についての入札は、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- (5) 入札参加届等書類（証明書等）又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (9) 入札参加届等書類（証明書）の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムを使用した入札手続きにより実施するものとする。

応札する者は、原則、電子調達システムを使用して入札すること。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式用の入札参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

ただし、電報、FAX及び電子メールによる入札書の提出は、認められない。

4 競争入札に付する事項

- (1) 履行内容

広島労働局各官署におけるトイレを清潔に保ち快適な環境を維持するため、便器洗浄装置及びトイレ内の衛生器具を賃貸借し、当該装置等の保守管理業務を委託する。

(2) 履行場所

福山労働基準監督署ほか14官署

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

入札に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積りをした金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札に関する質問

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期限

令和7年1月27日（月） 17時00分

イ 提出場所

広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田

電話番号：082-221-9241 メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

(2) この入札に関しての質問は、仕様書の交付を受けた者に限り行うことができる。質問した者への回答等は適宜行うこととするが、回答事項については、仕様書を交付した全ての者に随時通知する。なお、落札業者は仕様内容の不明を理由として異議を申し立てることはできないため留意すること。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、予め、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書」を提出すること。

また、入札参加届の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限

令和7年1月29日（水） 15時00分

(2) 提出書類

電子調達システム及び紙入札による方式とも次の書類を提出すること。

ア 入札参加届

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

ウ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添含む）

エ 仕様内容確認書

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達 <https://www.geps.go.jp/>

(2) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の方法により、上記 5（1）イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 1 0 時 5 0 分

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

(3) 提出方法及び提出場所

上記 6（3）と同様とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 1 1 時 0 0 分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課

9 落札業者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決定及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 入札書に記載する金額は、消費税を除いた額とする。

イ 一旦、提出した入札書は、引換え、変更又は取り消すことができない。

ウ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 6（2）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

- エ 落札となるべき同価の入札をしたものがあるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札業者を決定するものとする。
 - オ 開札の結果、入札価格に100分の10に該当する額（消費税に該当する額）を加算した金額が予定価格以下にならないときは、直ちに再入札を行うこととする。電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。
- (3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項
- この入札に関する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達内容の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。
- (4) 契約関係書類の真正性の確保
- 押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。
- なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。
- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
 - イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 契約締結について
- 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
- (6) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

1.1 入札等の問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田
電話番号：082-221-9241 メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

仕 様 書

1 契約件名

令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生装置の賃貸借及び保守管理業務委託

2 履行場所及び設置品目・数量

別紙「設置場所及び設置数量一覧表」のとおり。

3 仕様内容

(1) 共通仕様

ア 業務項目

(ア) 各種トイレ衛生装置・器具の設置業務

(イ) 各種トイレ衛生装置・器具及び薬剤等の点検、保守及び交換業務

イ 業務仕様

(ア) 各種衛生装置・器具は借用とすること。

(イ) 契約期間中の保守点検・整備は、各施設の担当者と打ち合わせの上決定すること。

(ウ) 各種装置・器具の使用における故障及び破損に対する処置は、原則として契約業者の負担とすること。なお、契約業者の責めに帰すことができない事由による場合は、双方協議の上、対応を決定する。

(エ) 使用する薬剤は、毒物及び劇物取締法並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の安全性基準に適合していること。

(2) 個別仕様

ア 大便器用洗浄殺菌装置（大便器仕様：タンク式、フラッシュバルブ式）

(ア) 洗浄水と洗浄殺菌装置が連動して薬剤を流すものであること。ただし、薬剤を直接便器洗浄水貯水タンク内に投入する形式のもの、薬剤を洗浄貯水タンクへの給水部位に置く形式のものは除く。

(イ) トイレの排水管に対して、汚れ、詰まり、臭気等を及ぼす雑菌を洗浄できること。

(ウ) 使用薬剤は、人体や環境に有害の恐れがなく、また配水管及び浄化槽等設備にも悪影響を及ぼさない安全性が確認された物質を使用すること。

イ 小便器用洗浄殺菌装置（小便器仕様：手動式、センサー一体型小便器、センサー式（内蔵型）、センサー式（露出型））

(ア) 洗浄水と洗浄殺菌装置が連動して尿石付着防止効果及び消臭効果がある薬剤を流すものであること。

(イ) センサー一体型小便器（自動洗浄小便器）に対応しているものであること。

(ウ) 手動式小便器には、センサー感知式の装置を設置すること。（設置場所：三原署、三次所、廿日市所、大竹所）

(エ) 洗浄殺菌装置は薬剤、香料を便器内目皿に直接置くものは除くが、洗浄水と装置が連動して薬剤を流すタイプと併設することより、効果を高める場合は可とする。

(オ) トイレの排水管に対して、汚れ、詰まり、臭気等を及ぼす雑菌を洗浄できること。

(カ) 使用薬剤は、人体や環境に有害の恐れがなく、また配水管及び浄化槽等設備にも悪影響を及ぼさない安全性が確認された物質を使用すること。

ウ 便座除菌剤（クリーナー）

(ア) 便器の除菌により感染の予防ができること。

(イ) 器具の形状は、壁据付用のスプレータイプの液状クリーナーとし、トイレットペーパーに染み込ませて使用するものであること。

(ウ) 液状クリーナーは、蒸発が速く、残留成分で肌荒れ等のトラブルが起きにくいもの

であること。

エ 芳香剤

(ア) トイレ室内の消臭及び芳香を同時に行い室内の空気をリフレッシュでき、快適なトイレ室内環境を長時間にわたって整えるものであること。

(イ) 器具の形状は、置き型又は壁据付等対応可能な電池式で、常時安定した香りが持続すること。

4 保守点検

(1) 内容

ア 薬剤・消耗品の交換、衛生装置・器具の保守点検・機能・動作の維持管理を行うこと。

イ 保守点検作業は、専門技術者が行うこと。

ウ 洗浄装置の故障及び破損等緊急事態が発生した場合には、直ちに専門技術者を派遣し、必要な処置を行うこと。

エ 点検等の作業中に発見した装置の異常については、施設担当者との協議の上、適切な処置を行うこと。

(2) 回数

衛生装置・器具の機能点検周期並びに薬剤の点検交換周期は、それぞれ年6回以上とし、薬剤及び香料の供給が途切れることがないようにすること。

(3) 作業報告書の提出

作業終了後、任意様式で作業報告書を作成し、施設担当者に提出すること。

5 衛生装置・器具の取り付け等

(1) 衛生装置・器具の新規取り付けは、契約締結後2週間以内に行うこととし、作業は原則として開庁日（土日祝祭日を除く平日）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2) 取付作業の日時は各施設担当者と打合わせを行い、決定した日程については当局へ一覧にして提出すること。

(3) 作業中は、作業の間トイレが使用できない旨を来客者に対し明示し、来客者の安全に留意すること。

(4) 本契約満了後、他事業者が次年度の契約について落札した場合は、次年度落札者が器具を円滑に設置できるよう次年度落札者と連携を取り、速やかに衛生装置・器具等を回収し、必要に応じて原状回復をすること。なお、衛生装置・器具の回収費用及び原状回復に要する費用は、本契約業者が負担すること。

6 仕様内容の確認

本入札に参加する場合は、本仕様書の内容を満たしているか確認するため、入札者が推奨する製品の別添「仕様内容確認書」及びカタログ等仕様内容を確認できるものを「入札参加届」と併せて提出すること。

7 契約

(1) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 契約書の要否

契約書面を活用し、契約を締結することとする。

8 入札書に記載する金額

入札にあたり入札書に記載する金額は、【仕様内容】に記載した装置の賃貸借費用、保守点検内容、衛生装置・器具の取付及び撤去・原状回復に要する全ての費用の単価を算出し、その価格に別紙「設置場所及び設置数量一覧表」の設置数量を乗じた額を含めて記載すること。

なお、記載する金額に消費税は含まないこと。

設置場所及び設置数量一覧表

1 設置数量

(1) 大便器用洗浄殺菌装置

部署名	大便器仕様・数量			
	設置場所	給水方式	数量	合計
福山労働基準監督署	1 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	6
	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
三原労働基準監督署	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	5
	1 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
三次労働基準監督署	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	3
	1 F 女子 (洋式)	タンク式	1	
	1 F 多目的 (洋式)	タンク式	1	
広島北労働基準監督署	1 F 男子 (洋1・和1)	タンク式	2	4
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
広島西条公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	8
	1 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
	2 F 男子 (洋式)	タンク式	2	
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	1 F 男子 (和式)	タンク式	1	2
	1 F 女子 (和式)	タンク式	1	
呉公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	5
	1 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	
尾道公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	6
	1 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	
	1 F 身障者 (洋式)	フラッシュバルブ式	1	
福山公共職業安定所	2 F 男子 (洋式)	タンク式	1	4
	2 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	
三原公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	4
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
三次公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	4
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
可部公共職業安定所	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	4
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
広島東公共職業安定所	1 F 女子 (洋式)	フラッシュバルブ式	3	3
廿日市公共職業安定所	1 F 女子 (洋式)	タンク式	2	5
	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	2	

廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F 男子 (和式)	タンク式	1	6
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	フラッシュバルブ式	1	
	2 F 男子 (和式)	タンク式	1	
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	1	
合 計 数 量			69	

(2) 小便器用洗浄殺菌装置

部署名	小便器仕様・数量			
	設置場所	作動方式	数量	合計
福山労働基準監督署	1 F	センサー一体型小便器	3	3
三原労働基準監督署	1 F	手動式 ※注1	3	3
三次労働基準監督署	1 F	センサー一体型小便器	2	2
広島北労働基準監督署	1 F	センサー式 (内蔵型)	2	2
広島西条公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	2	4
	1 F	センサー一体型小便器	2	
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	1 F	センサー式 (露出型)	2	3
	2 F	センサー式 (露出型)	1	
呉公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	4	8
	2 F	センサー一体型小便器	2	
	3 F	センサー一体型小便器	2	
尾道公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	4	4
福山公共職業安定所	1 F	センサー式 (内蔵型)	2	6
	2 F	センサー式 (内蔵型)	2	
	3 F	センサー式 (内蔵型)	2	
三原公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	3	3
三次公共職業安定所	1 F	手動式 ※注1	1	1
可部公共職業安定所	1 F	センサー式 (内蔵型)	2	4
	2 F	センサー式 (内蔵型)	2	
広島東公共職業安定所	1 F	センサー式 (内蔵型)	4	4

廿日市公共職業安定所	1 F	手動式 ※注 1	2	4
	2 F	手動式 ※注 1	2	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F	手動式 ※注 1	2	3
	2 F	手動式 ※注 1	1	
合 計 数 量			54	

※注 1：手動式給水方式のため、センサー感知式の装置を設置すること。（計 11 台）

(3) 便座除菌剤（クリーナー）

部署名	設置場所	数量
福山労働基準監督署	1 F（男 2・女 2・身障者 1）	5
三原労働基準監督署	1 F（男 2・女 2・身障者 1）	5
広島北労働基準監督署	1 F（男 1・女 1・身障者 1）	3
広島西条公共職業安定所	1 F（男 1・女 2・身障者 1）	8
	2 F（男 2・女 2）	
呉公共職業安定所	1 F（男 2・女 2・身障者 1）	9
	2 F（男 1・女 1）	
	3 F（男 1・女 1）	
三原公共職業安定所	1 F（男 1・女 1・身障者 1）	5
	2 F（男 1・女 1）	
広島東公共職業安定所	1 F（男 2・女 3・身障者 1）	6
廿日市公共職業安定所	1 F（男 1・女 2・身障者 1）	6
	2 F（女 2）	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F（女 1・身障者 1）	3
	2 F（女 1）	
合 計 数 量		50

(4) 芳香剤

部署名	設置場所	数量
広島北労働基準監督署	1 F（男 1・女 1・身障者 1）	3
広島西条公共職業安定所	1 F（男 1・女 1）	4
	2 F（男 1・女 1）	
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	1 F（女 1）	1
呉公共職業安定所	1 F（男 1・女 1）	2

尾道公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
福山公共職業安定所	1 F (男1・女1)	6
	2 F (男1・女1)	
	2 F (男1・女1)	
三原公共職業安定所	1 F (男1・女1・身障者1)	3
三次公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
可部公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
広島東公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
廿日市公共職業安定所	1 F (男1・女1)	4
	2 F (男1・女1)	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F (男1・女1)	2
合 計 数 量		33

2 設置場所

部署名	住所	電話番号
福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	084-923-0005
三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939
三次労働基準監督署	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104
広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	082-812-2115
広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	082-422-8609
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	0846-22-8609
呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609
尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609

福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	084-923-8609
三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	0848-64-8609
三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609
可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	082-815-8609
広島東公共職業安定所	広島市光が丘13-7	082-264-8609
廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 栗田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品貸借・保守管理業務委託
---------	-------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届（兼自己申告書）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品賃借・保守管理業務委託
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - (2) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）の等級
「 役務の提供等 」 （ ） 等級
 - (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。） はい ・ いいえ
 - (4) 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
はい ・ いいえ
 - (6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
 - (7) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿
- ・ 仕様内容確認書

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

仕様内容確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

1 入札件名
令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品貸借・保守管理業務委託

2 トイレ衛生装置・器具
(1) 大便器用洗浄殺菌装置

ア タンク式

メーカー名	製品名

イ フラッシュバルブ式

メーカー名	製品名

(2) 小便器用洗浄殺菌装置

ア 手動式

メーカー名	製品名

イ センサー一体型小便器

メーカー名	製品名

ウ センサー式（内蔵型）

メーカー名	製品名

エ センサー式（露出型）

メーカー名	製品名

(3) 便座除菌剤（クリーナー）

メーカー名	製品名

(4) 芳香剤

メーカー名	製品名

※カタログ等を添付すること。

3 仕様について

(1) 大便器用洗浄殺菌装置

本入札仕様書中、3-(2) 個別仕様のア（3項目）を全て満たしているか。
はい ・ いいえ

(2) 小便器用洗浄殺菌装置

本入札仕様書中、3-(2) 個別仕様のイ（6項目）を全て満たしているか。
はい ・ いいえ

(3) 便座除菌剤（クリーナー）

本入札仕様書中、3-(2) 個別仕様のウ（3項目）を全て満たしているか。
はい ・ いいえ

(4) 芳香剤

本入札仕様書中、3-(2) 個別仕様のエ（2項目）を全て満たしているか。
はい ・ いいえ

(5) 薬剤

ア 尿石付着防止効果及び消臭効果があるか。 はい ・ いいえ

イ 人体や環境に有害の恐れがなく、また配水管及び浄化槽等設備にも悪影響を及ぼさない
安全性が確認された物質であるか。 はい ・ いいえ

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記の入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

- 1 入札案件名
令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品貸借・保守管理業務委託
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

入札件名 令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品
貸借・保守管理業務委託

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

※ 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）
が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所

名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

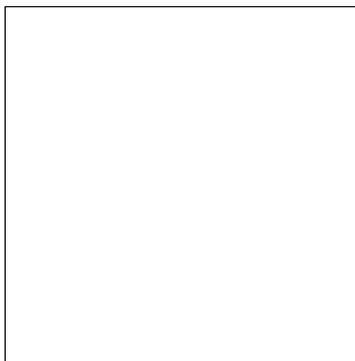
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品賃貸借・保守管理業務委託」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 1 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 2 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。

委任に関する届出書
【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住所
名称
入札資格番号

私は、広島労働局が行う入札に関して、
委任しております。

記

1 委任事項
(1) 入札書の記入に関する事項
(2) 入札書の提出に関する事項
(3) その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任事項

3 代理人の使用印鑑

入札書
【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人必)

入札件名

入札金額 円

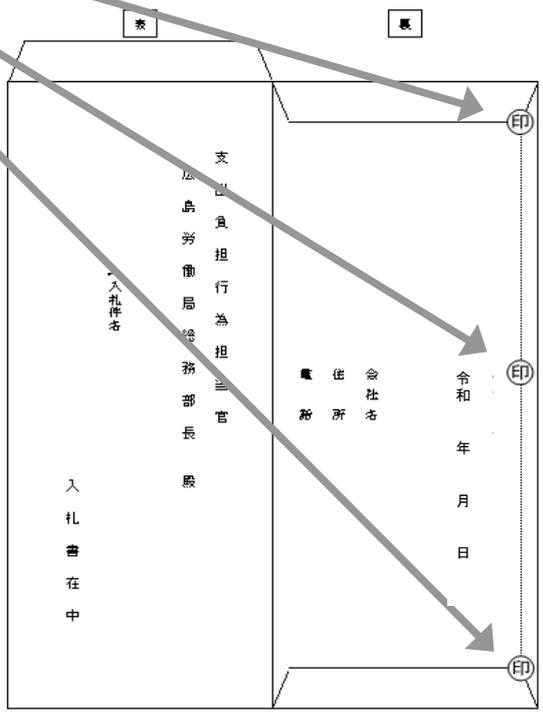
但し、消費税は除く。

入札注意事項を承諾のうえ提出します。

代理人が入札書へ押印する
印鑑を押印すること。

※令和4, 5, 6年度厚生労働省一般競争(指名競争)参加資格「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

【紙入札方式】封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「ㄨ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p>支出負担行為担当官</p> <p>広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】</p> <p>令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生用品 賃貸借・保守管理業務委託</p> <p>入札書在中</p>	<p>会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>会社名 住所 電話番号</p>

案

契 約 書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は次の条項により、令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生装置の賃貸借及び保守管理業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約金額）

第2条 本契約における契約金額は次のとおりとする。

金円（うち、消費税額円）

（契約保証金）

第3条 この契約の保証金は、免除する。

（契約期間）

第4条 この契約の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

（契約の目的）

第5条 乙は、甲の申し出の都度指定された設置場所に機器の設置及び撤去を行う。

2 甲が、指定する設置場所は別紙のとおりとする。

第6条 委託内容は次のとおりとする。

- （1）作業（設置、保守点検、交換）の実施にあたっては、甲の指示に従って安全かつ衛生的に行うこと。
- （2）作業周期は、年6回以上とし、契約期間内に薬剤及び香料の供給が途切れることがないようにすること。
- （3）作業内容は、点検毎に薬剤、香料等の消耗品の交換補充及び各機器の保守点検、機能動作の維持管理を行うこと。
- （4）乙は作業終了後、任意様式で作業報告書を作成し甲に提出するものとし、契約履行先の検査を受けることとする。
この場合において、検査に合格しないときは、乙の負担で再度作業を行う又は甲の指示に従うこととする。
- （5）天災その他やむを得ない事情により履行期限までに履行できないときは、直ちに甲に連絡し、甲の指示を受けるものとする。
- （6）乙の帰すべき理由により、履行期限までに履行をすることができない場合において、履行期限後相当の期間内に履行をする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。
- （7）前項の損害金の額は、契約金額から期限内に引渡しを完了した物品に相応する契約代金相当額を控除した金額に対して、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額とする。
- （8）作業時間は甲の就業時間内に実施完了すること。

第7条 機器等の取り外し撤去作業及び施設躯体の補修作業等については乙が責任をもって行うこと。

第8条 契約期間中の契約内容に変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第9条 乙の作業員等が契約履行場所内で行う全ての行為について、乙は責任を負うものとする。

（契約金額の支払）

第10条 乙は、毎月の作業完了後、翌月10日までに請求書を作成し、契約金額の1/12の額を官署支出官広島労働局長あて請求することとし、官署支出官広島労働局長は適法な請求書を受領した日から30日以内にこれを乙に支払うものとする。

なお、請求書は労働基準監督署と公共職業安定所分を分けて発行することとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこ

れを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受領した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(遅延利息)

第11条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により第10条に規定する代金の支払いを遅延した場合においては、乙に対し、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対して、その損害を賠償するものとする。

2 甲は、損害を被ったときは、その事実を知った日から7日以内に書面で乙に通知しなければならない。

3 乙は、この契約の履行に着手後、第19条第1項による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が第2条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(再委託)

第14条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第15条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第16条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に

対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙及びその作業員等は、契約履行にあたり知り得た甲の業務上の秘密を、本契約の目的以外に外部に漏らしたり、利用してはならない。

(契約の解除等)

第19条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
- (2) 本契約について乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
- (3) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (4) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 前条の規定に違反したとき

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規程に基づく解除は当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第20条 前条の規定により本契約を解除した場合、乙は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に納入しなければならない。

また、乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。甲が故意により本契約機器等を破損せしめたときは、その損害の賠償額を乙に賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったときが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との

契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 甲は、第19条第2項、同条第3項、第23条、第24条、前条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条第2項、同条第3項、第23条、第24条、前条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第29条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第32条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めのない事項で必要である場合は甲乙協議のうで決定する。

第33条 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合は、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。

(存続条項)

第34条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第12条、第13条、第18条、第19条第2項、第22条、第25条、第27条、第29条、第32条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

仕 様 書

1 契約件名

令和7年度広島労働局各官署におけるトイレ衛生装置の賃貸借及び保守管理業務委託

2 履行場所及び設置品目・数量

別紙「設置場所及び設置数量一覧表」のとおり。

3 仕様内容

(1) 共通仕様

ア 業務項目

(ア) 各種トイレ衛生装置・器具の設置業務

(イ) 各種トイレ衛生装置・器具及び薬剤等の点検、保守及び交換業務

イ 業務仕様

(ア) 各種衛生装置・器具は借用とすること。

(イ) 契約期間中の保守点検・整備は、各施設の担当者と打ち合わせの上決定すること。

(ウ) 各種装置・器具の使用における故障及び破損に対する処置は、原則として契約業者の負担とすること。なお、契約業者の責めに帰すことができない事由による場合は、双方協議のうえ対応を決定する。

(エ) 使用する薬剤は、毒物及び劇物取締法並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の安全性基準に適合していること。

(2) 個別仕様

ア 大便器用洗浄殺菌装置（大便器仕様：タンク式、フラッシュバルブ式）

(ア) 洗浄水と洗浄殺菌装置が連動して薬剤を流すものであること。ただし、薬剤を直接便器洗浄水貯水タンク内に投入する形式のもの、薬剤を洗浄貯水タンクへの給水部位に置く形式のものは除く。

(イ) トイレの排水管に対して、汚れ、詰まり、臭気等を及ぼす雑菌を洗浄できること。

(ウ) 使用薬剤は、人体や環境に有害の恐れがなく、また配水管及び浄化槽等設備にも悪影響を及ぼさない安全性が確認された物質を使用すること。

イ 小便器用洗浄殺菌装置（小便器仕様：手動式、センサー一体型小便器、センサー式（内蔵型）、センサー式（露出型））

(ア) 洗浄水と洗浄殺菌装置が連動して尿石付着防止効果及び消臭効果がある薬剤を流すものであること。

(イ) センサー一体型小便器（自動洗浄小便器）に対応しているものであること。

(ウ) 手動式小便器には、センサー感知式の装置を設置すること。（設置場所：三原署、三次所、廿日市所、大竹所）

(エ) 洗浄殺菌装置は薬剤、香料を便器内皿に直接置くものは除くが、洗浄水と装置が連動して薬剤を流すタイプと併設することより、効果を高める場合は可とする。

(オ) トイレの排水管に対して、汚れ、詰まり、臭気等を及ぼす雑菌を洗浄できること。

(カ) 使用薬剤は、人体や環境に有害の恐れがなく、また配水管及び浄化槽等設備にも悪影響を及ぼさない安全性が確認された物質を使用すること。

ウ 便座除菌剤（クリーナー）

(ア) 便器の除菌により感染の予防ができること。

(イ) 器具の形状は、壁据付用のスプレータイプの液状クリーナーとし、トイレットペーパーに染み込ませて使用するものであること。

(ウ) 液状クリーナーは、蒸発が速く、残留成分で肌荒れ等のトラブルが起きにくいものであること。

エ 芳香剤

(ア) トイレ室内の消臭及び芳香を同時に行い室内の空気をリフレッシュでき、快適なト

イレ室内環境を長時間にわたって整えるものであること。

(イ) 器具の形状は、置き型又は壁据付等対応可能な電池式で、常時安定した香りが持続すること。

4 保守点検

(1) 内容

ア 薬剤・消耗品の交換、衛生装置・器具の保守点検・機能・動作の維持管理を行うこと。

イ 保守点検作業は、専門技術者が行うこと。

ウ 洗浄装置の故障及び破損等緊急事態が発生した場合には、直ちに専門技術者を派遣し、必要な処置を行うこと。

エ 点検等の作業中に発見した装置の異常については、施設担当者と協議の上、適切な処置を行うこと。

(2) 回数

衛生装置・器具の機能点検周期並びに薬剤の点検交換周期は、それぞれ年6回以上とし、薬剤及び香料の供給が途切れることがないようにすること。

(3) 作業報告書の提出

作業終了後、任意様式で作業報告書を作成し、施設担当者に提出すること。

5 衛生装置・器具の取り付け等

(1) 衛生装置・器具の新規取り付けは、契約締結後2週間以内に行うこととし、作業は原則として開庁日（土日祝祭日を除く平日）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2) 取付作業の日は各施設担当者と打合わせを行い、決定した日程については当局へ一覧にして提出すること。

(3) 作業中は、作業の間トイレが使用できない旨を来客者に対し明示し、来客者の安全に留意すること。

(4) 本契約満了後、他事業者が次年度の契約について落札した場合は、次年度落札者が器具を円滑に設置できるよう次年度落札者と連携を取り、速やかに衛生装置・器具等を回収し、必要に応じて原状回復をすること。なお、衛生装置・器具の回収費用及び原状回復に要する費用は、本契約業者が負担すること。

6 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

設置場所及び設置数量一覧表

1 設置数量

(1) 大便器用洗浄殺菌装置

部署名	大便器仕様・数量			
	設置場所	給水方式	数量	合計
福山労働基準監督署	1 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	6
	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
三原労働基準監督署	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	5
	1 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
三次労働基準監督署	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	3
	1 F 女子 (洋式)	タンク式	1	
	1 F 多目的 (洋式)	タンク式	1	
広島北労働基準監督署	1 F 男子 (洋1・和1)	タンク式	2	4
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
広島西条公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	8
	1 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
	2 F 男子 (洋式)	タンク式	2	
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	1 F 男子 (和式)	タンク式	1	2
	1 F 女子 (和式)	タンク式	1	
呉公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	5
	1 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	
尾道公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	2	6
	1 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	
	1 F 身障者 (洋式)	フラッシュバルブ式	1	
福山公共職業安定所	2 F 男子 (洋式)	タンク式	1	4
	2 F 女子 (洋2・和1)	タンク式	3	
三原公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	4
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
三次公共職業安定所	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	4
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	タンク式	1	
可部公共職業安定所	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	4
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	2	
広島東公共職業安定所	1 F 女子 (洋式)	フラッシュバルブ式	3	3
廿日市公共職業安定所	1 F 女子 (洋式)	タンク式	2	5
	1 F 男子 (洋式)	タンク式	1	
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	2	

廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F 男子 (和式)	タンク式	1	6
	1 F 女子 (洋1・和1)	タンク式	2	
	1 F 身障者 (洋式)	フラッシュバルブ式	1	
	2 F 男子 (和式)	タンク式	1	
	2 F 女子 (洋式)	タンク式	1	
合 計 数 量			69	

(2) 小便器用洗浄殺菌装置

部署名	小便器仕様・数量			
	設置場所	作動方式	数量	合計
福山労働基準監督署	1 F	センサー一体型小便器	3	3
三原労働基準監督署	1 F	手動式 ※注1	3	3
三次労働基準監督署	1 F	センサー一体型小便器	2	2
広島北労働基準監督署	1 F	センサー式 (内蔵型)	2	2
広島西条公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	2	4
	1 F	センサー一体型小便器	2	
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	1 F	センサー式 (露出型)	2	3
	2 F	センサー式 (露出型)	1	
呉公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	4	8
	2 F	センサー一体型小便器	2	
	3 F	センサー一体型小便器	2	
尾道公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	4	4
福山公共職業安定所	1 F	センサー式 (内蔵型)	2	6
	2 F	センサー式 (内蔵型)	2	
	3 F	センサー式 (内蔵型)	2	
三原公共職業安定所	1 F	センサー一体型小便器	3	3
三次公共職業安定所	1 F	手動式 ※注1	1	1
可部公共職業安定所	1 F	センサー式 (内蔵型)	2	4
	2 F	センサー式 (内蔵型)	2	
広島東公共職業安定所	1 F	センサー式 (内蔵型)	4	4

廿日市公共職業安定所	1 F	手動式 ※注 1	2	4
	2 F	手動式 ※注 1	2	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F	手動式 ※注 1	2	3
	2 F	手動式 ※注 1	1	
合 計 数 量			54	

※注 1：手動式給水方式のため、センサー感知式の装置を設置すること。（計 11 台）

(3) 便座除菌剤（クリーナー）

部署名	設置場所	数量
福山労働基準監督署	1 F（男 2・女 2・身障者 1）	5
三原労働基準監督署	1 F（男 2・女 2・身障者 1）	5
広島北労働基準監督署	1 F（男 1・女 1・身障者 1）	3
広島西条公共職業安定所	1 F（男 1・女 2・身障者 1）	8
	2 F（男 2・女 2）	
呉公共職業安定所	1 F（男 2・女 2・身障者 1）	9
	2 F（男 1・女 1）	
	3 F（男 1・女 1）	
三原公共職業安定所	1 F（男 1・女 1・身障者 1）	5
	2 F（男 1・女 1）	
広島東公共職業安定所	1 F（男 2・女 3・身障者 1）	6
廿日市公共職業安定所	1 F（男 1・女 2・身障者 1）	6
	2 F（女 2）	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F（女 1・身障者 1）	3
	2 F（女 1）	
合 計 数 量		50

(4) 芳香剤

部署名	設置場所	数量
広島北労働基準監督署	1 F（男 1・女 1・身障者 1）	3
広島西条公共職業安定所	1 F（男 1・女 1）	4
	2 F（男 1・女 1）	
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	1 F（女 1）	1

呉公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
尾道公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
福山公共職業安定所	1 F (男1・女1)	6
	2 F (男1・女1)	
	2 F (男1・女1)	
三原公共職業安定所	1 F (男1・女1・身障者1)	3
三次公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
可部公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
広島東公共職業安定所	1 F (男1・女1)	2
廿日市公共職業安定所	1 F (男1・女1)	4
	2 F (男1・女1)	
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	1 F (男1・女1)	2
合 計 数 量		33

2 設置場所

部署名	住所	電話番号
福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	084-923-0005
三原労働基準監督署	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939
三次労働基準監督署	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104
広島北労働基準監督署	広島市安佐北区可部南3-3-28	082-812-2115
広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	082-422-8609
広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	0846-22-8609
呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	0823-25-8609

尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	0848-23-8609
福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	084-923-8609
三原公共職業安定所	三原市館町1-6-10	0848-64-8609
三次公共職業安定所	三次市十日市東3-4-6	0824-62-8609
可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	082-815-8609
広島東公共職業安定所	広島市光が丘13-7	082-264-8609
廿日市公共職業安定所	廿日市市串戸4-9-32	0829-32-8609
廿日市公共職業安定所 大竹出張所	大竹市白石1-18-16	0827-52-8609

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

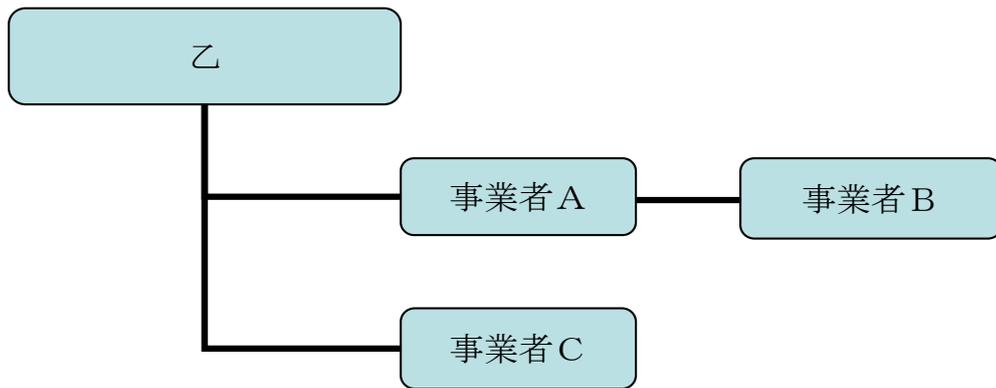
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図